

鳥インフルエンザから飼養家きんを守りましょう!

お問合せ先
衛生課
0920-45-3031

今シーズンは全国で鳥インフルエンザの発生が相次いでおり、昨年12月22日には県内の家きん農場では初めてとなる発生が佐世保市の採卵養鶏場で確認されました。

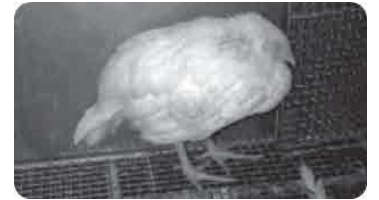
2月3日現在、国内の家きん農家での発生は過去最多となる74事例となり、これまでにない状況となっています。引き続き、徹底した予防対策をお願いします。飼養家きんが本病に感染しないよう以下の点に注意するとともに、毎日の健康観察を欠かさず、家きんに異常があれば家畜保健衛生所にご連絡ください。

ウイルスを侵入させない!

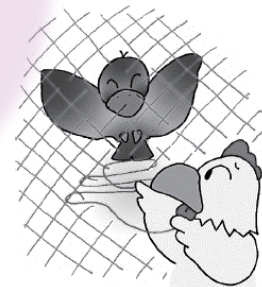
- 家きんの世話時は専用衣服と履物を着用し、手の洗淨及び消毒を行う。
- 他所の家きん飼育場所に入らない。
- 消石灰を飼育小屋入口と周辺に散布して、消毒する。

野鳥等と接触させない!

- 飼育小屋には金網や防鳥ネットを張り、スズメやネズミ等が入れる隙間を塞ぐ。
- 野鳥が近づかないよう、餌が飼育小屋周辺にこぼれないようにする。



↑ 感染し元気がない鶏



←防鳥用ネットを設置し、破れ箇所は必ず、補修しましょう。

家畜伝染病予防法に基づく定期報告のお願い

お問合せ先
衛生課
0920-45-3031

家畜伝染病予防法により、右表の家畜、家きんの所有者は毎年、2月1日時点の飼育状況を県に報告するよう義務付けられています(愛玩用で飼われている家畜、家きんも対象です)。報告内容は次のとおりです。ご協力ください。

対象となる家畜、家きん		提出期限
家畜	牛、水牛、めん羊、山羊、鹿、馬、豚、いのしし	令和5年4月17日
家きん	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	令和5年6月15日

1. 基本情報 (飼育頭羽数、畜舎の数等)
2. 飼養衛生管理基準の遵守状況 (セルフチェックシート)
3. 添付書類 (飼養衛生管理基準を遵守するための措置の実施状況)

なお、3. は以前提出した報告内容に変更なければ省略可能です。また、下記の頭羽数を飼っている小規模飼養者は 2. 及び 3. の提出は不要です。

飼養する家畜、家きん	小規模所有者となる頭羽数
牛、水牛、馬	1頭
めん羊、山羊、鹿、豚、いのしし	6頭未満
鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥	100羽未満
だちょう	10羽未満

ご不明な点がございましたら家畜保健衛生所までお問合せください。

